

地域特産品プロモーション事業業務委託仕様書

1 名称 地域特産品プロモーション事業業務

2 履行場所 秋田市が指定する場所

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月26日（金）まで

4 事業の目的

本業務は、首都圏において本市農産品や加工食品等を取り扱うプロモーションおよびキャンペーンを行うことにより、本市農産品等のイメージアップと販売量拡大等による本市農業の活性化を図るために実施するものである。

5 業務の内容

- (1) 首都圏等のフラワーショップを活用した秋田市産ダリアのPR
- (2) 首都圏等の小売店舗とタイアップした本市産品の販促キャンペーン
 - ・秋田市産えだまめをはじめとする秋田市産の農産品や加工食品を取り扱う、または取扱いが見込まれる卸売業者または小売店（百貨店、スーパー等）とタイアップした販促キャンペーンとすること。
 - ・首都圏等の主要店舗を選定し、複数回開催すること。

6 成果品

- (1) 各業務の取組実施状況や成果を示した報告書 1部

7 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他

- (1) 業務の実施等については、本市および秋田市有望産品商品開発協議会と協議の上、定めるものとする。
- (2) PRおよびキャンペーンの実施に際しては、本市農産品や加工品の出荷状況等について生産者または製造販売業者と連携し、対象商品が潤沢な時期に実施すること。（例：本市産ダリアの最盛期は9月中下旬から10月頃、えだまめ加工品の商品供給は12月以降。）
- (3) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進

めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (6) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (7) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。